

記帳・決算・申告  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商News

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262 営業時間:9~17時 休み:土日祝  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162



2025年  
(令和7年)  
3月17日  
第1291号



## 一人親方特別労災の更新は3月31日まで

一人親方特別労災は3月31日で失効します。4月1日以降も保険を継続される方は、入金のうち民商までご連絡ください。入金・連絡の無い方は自動的に脱退処理となります。(給付基礎日額の変更希望者は3月27日までに連絡必須)

## まだ確定申告していない人！ 延滞税・無申告加算税が課されるかも！ 極力早めに申告しましょう!!!

令和6年分の所得税の確定申告は3月17日が期限でした。消費税の確定申告は3月31日が期限です。期限を過ぎると、延滞税や無申告加算税が課される場合があります。延滞税は最大で年14.6%、無申告加算税は最大で年30%課される場合があります。まだ申告が終わっていない人は、急いでやりましょう。



※災害や病気入院等やむを得ない理由で期限までに申告出来ない場合は、やむを得ない理由がやんだ後相当の期間内に『災害による申告、納付等の期限延長申請書』を添付して申告すれば期限の延長を受けられることがありますが、やむを得ない理由を証明する書類(入院証明等)を別途求められることがあります。

2025年4月分給与から雇用保険料が下がります  
事業所の方は、給与計算時に天引き額を間違えないように注意しましょう。

《予定表》  
3/13(木) 集団確定申告  
3/19(水) 常任理事会  
3/26(水) 理事会

### <令和7年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月~令和7年3月の雇用保険料率)

☆来所される際は必ず電話予約をしてください。☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。